

令和8年第10回教育委員会定例会

開会年月日 令和8年5月22日（金）

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 三 浦 康 彰
同 委 員 小 林 三 保
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 森 山 瑞 江
同 委 員 大 石 光 宏

議 題

1 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 教科書展示会の開催について
- ② 区立学童クラブ在籍・待機児童数および待機児童対策について
- ③ 保育所等在籍・待機児童数について
- ④ 第3期練馬子ども・子育て支援事業計画の見直しに向けたニーズ調査の実施について
- ⑤ その他
 - i 練馬区立春日町図書館の空調設備工事について

開 会 午後 3時00分

閉 会 午後 4時06分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	佐 川 広
教育振興部教育総務課長	吉 川 圭 一
同 教育施策課長	田 中 亮
同 学務課長	竹 内 康 雄
同 教育福祉課長	松 村 勇 哉
同 学校施設課長	染 野 好 章

同	保健給食課長	渡	辺	雅	昭
同	教育指導課長	佐	藤	永	樹
同	副参事	佐	藤	勝	也
同	学校教育支援センター所長	村	瀬	美	紀
同	光が丘図書館長	塚	本	佳	芳里
こども家庭部長		関	口	和	幸
こども家庭部子育て支援課長		脇		太	郎
同	こども施策企画課長	河	野	一	真
同	保育課長	岡	村	大	輔
同	保育計画調整課長	澁	谷	悠	万
同	青少年課長	横	山	亜	規子
同	子ども家庭支援センター所長	長	岡		毅
同	在宅育児支援担当課長	小	島	芳	一

教育長

ただいまから令和8年第10回教育委員会定例会を開催する。

案件表に沿って進めさせていただく。本日の案件は陳情1件、協議1件、教育長報告4件である。

1 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

教育長

初めに、陳情案件である。

継続審議中の陳情1件については、事務局から新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。

したがって、本日のところは継続したいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議案件1件についても、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

4 報告

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 教科書展示会の開催について
- ② 区立学童クラブ在籍・待機児童数および待機児童対策について
- ③ 保育所等在籍・待機児童数について

④ 第3期練馬子ども・子育て支援事業計画の見直しに向けたニーズ調査の実施について

教育長

次に、教育長報告である。
本日は4件御報告する。
では、報告の①について説明をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

委員の皆様から、この件に関してご意見、ご質問があればお願いします。

森山委員

これは、この教科書に対する意見等を集約するのか。教えてほしい。

学校教育支援センター所長

展示期間の間、センターの展示室の中にご意見箱を置かせていただくので、寄せられたご意見については、教育委員の皆様にご提出させていただくことを予定している。

教育長

ほかはいかがでしょうか。よろしいか。
それでは、報告の②について説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

では、この件に関して、委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

1ページに記載のある、「児童対策ねりっこプラス及びランドセル来館事業を利用せず待機を選択した場合は待機児童数から除いている」という点について、先ほどの説明で十分理解できなかったところがある。最近、こういうものではなくて、似たような他の施設を利用できるようになったという趣旨の説明をされたようだが、詳しく教えてほしい。

子育て支援課長

区では、小学校内でひろば事業と学童クラブを一体的に実施する学校を増やしている。この10年間で定員を約2,700人拡大してきた。しかし、それを上回る利用希望があるため、希望者全員を受け入れることができていない状況である。

こうした状況への対応として、区では「ねりっこプラス」を実施している。これは、5時まではひろば事業として利用し、5時以降はひろば室において、学童に準じた保育を行うものである。また、通常は児童館の利用に当たり、一度帰宅して、ランドセルを置いてから利用いただくことが基本ルールとなっているが、学童クラブで待機となったお子さんについては、あらかじめ登録をすることで、学校から直接児童館を利用し、夕方まで過ごすことができる。区では、ランドセル来館事業をはじめ、学童クラブで待機となったお子さんの居場所を提供している。

これまで、区では、東京都に提案を行い、独自の待機児童対策として、「ねりっこプラス」等の事業を展開してきた。その有効性が認められ、令和7年度から東京都においても待機児童対策事業として位置付けられ、都の補助対象となっている。保育園等と同様に学童クラブにおいても、待機となったお子さんが利用できる場所を確保して、実際に、利用いただける状況にある。一方で、学童クラブへの入会を希望しながらも、ひろば事業の利用等によって対応できることから、あえてねりっこプラスには申し込まないケースもある。令和7年度以降は、ねりっこプラスが東京都の正式な事業として位置付けられたことを踏まえ、待機児童対策を利用できる状況にありながら利用していないお子さんについては、待機児童数に含めない取扱いとなった。したがって、他のサービスを利用できるということではなく、区が実施している待機児童対策を利用できる環境があるにもかかわらず、待機を選択している場合は、待機時間数から除外されるという説明である。

教育長

これは、東京都が基準を変えたのか。

子育て支援課長

基準を変えたというよりも、令和6年度までは、練馬区として独自に工夫しながら待機児童の解消に取り組んできたものである。学童クラブの待機児童数については、全国的に各区市町村の状況を把握する趣旨があることから、区が独自に実施している取組については、他自治体との比較の上ではカウントせず、待機児童数から除外しない取扱いとなっていた。一方で、その後、東京都において、事業としての標準的な基準がつくられ、積極的に実施していくものと整理をされた。そのため、当該事業を利用している方については、待機児童数から除算をして良いという取扱いとなり、今回、除算することとしたものである。

教育長

東京都からそのようなことが示されて、区で実施していた対策事業についても、東京都の待機児童対策の支援事業に位置付けられたことから、当該事業の利用者を待機

児童数の算定から除いているということによろしいか。

子育て支援課長

そうである。

仲山委員

在籍・待機児童数の推移にある、51、52 という数字の中には、ねりっこプラスやランドセル来館事業を利用しながら、学童クラブの空きを待っているお子さんも含まれるか。

子育て支援課長

この数字は、学童クラブを申請した児童のうち、実際に希望する学童クラブに入会できたお子さんを除いた人数である。また、ねりっこプラスやランドセル来館事業という待機児童対策と正式に位置づけられた事業を利用している児童についても除いている。そのため、52 という数字は、区が案内をしているサービスを利用できる環境が近くにはないお子さんが52 人いることを示している。

小林委員

2 ページの待機児童対策（1）ウに記載の「キッズ安心メール」について伺う。保護者への通知は、すでに活用しているシグフィーか、または保護者に別途、アドレス等を登録していただくのか。

また、3 ページ以降の表について伺う。各学校において、直営、委託、ねりっこのいずれも数名ずつ障害児児童の受入れがあり、多い学校では 20 名近い人数となっている。特別支援学級を設置していない学校においても、数名受入れが可能な学校もあるが、この障害児児童というのは、どのような基準でカウントしているのか。知的障害、身体的障害など様々なケースがあると思うが、例えば通常学級に通っている児童が、ねりっこクラブを利用した場合もカウントされるのか。この障害児児童数がどのような基準で計上されているのか聞きたい。

子育て支援課長

キッズ安心メールは、今年度の4月から新しいものに入替えを行い、今年からはシグフィーの中で通知を受け取れるようになっている。利用者の方からすると、1つのアプリの中で、学校からの連絡および学童クラブからの連絡をシグフィーで受け取ることができる。

キッズ安心メールは、QRコードを読み取り装置にかざすことで通知が送信される仕組みである。例えば、児童館に入室する際にQRコードをかざすと、「〇〇児童館に入室した」という通知が送信される。また、退室時に再度QRコードをかざすと、「〇〇児童館を退室した」という通知が送信される。

学童クラブについては、原則として、規則上、中程度で、自ら歩いて自身で通えること、集団生活になじむことを条件にして受入れをしているところである。ただ、実

際は、少し障害が重いお子さんでも、職員をマンツーマンで配置するなどの特別な配慮により対応が可能な場合は、受入れを行っている。

各学童クラブの受入れ人数については、固定学級の有無により受入れの基準が異なる。固定学級のない学校について、学童クラブは、45人を1つの運営の単位としており、1単位当たりの受入れ人数は2人までとしている。そのため、定員90人のねりっこ学童クラブの場合は、最大で4人まで受け入れることとなる。

一方、固定学級のある学校については、45人当たり3人まで受け入れることとしているため、定員90人の場合は6人まで受入れが可能である。その他の児童館、地区公民館および厚生文化会館などについては、基本的に受入れ枠を設けていない。3人までは優先枠としているが、枠を超える場合であっても、一般の児童と同様に就労状況等による指数に基づく審査の結果、定員の範囲内であれば受け入れている。そのため、これらの施設では比較的多くの障害児を受け入れている状況である。

小林委員

ねりっこクラブは在籍している学校以外の児童や、他校の児童も利用できるのか。

子育て支援課長

ねりっこ学童クラブは、他校のお子さんでも入会はできる。

大石委員

1ページ目の在籍児童数について、1年生から3年生までは1,000人を超える人数となっている一方で、4年生以降は2桁の人数となっている。これは3年生あたりで区切りを設けるなどのルールが1つあるのか。

子育て支援課長

学童クラブの入会申請は、多くが4月1日からの入会を希望するものである。申請受付は、前年度の11月頃から12月初旬までの一次申請と、年明けから2月上旬までの二次申請に分けて実施し、期間を設けて審査をさせていただいている。高学年の児童については、低学年児童の入会希望が多く、一部の学童クラブでは低学年でも入会できない状況が生じていることから、まず二次申請までの審査を終え、低学年児童の入会を優先している。その上で、一定の人数以上空きがある場合については、高学年児童の受入れを行っている。また、通常は就労日数が16日以上の方を対象としているが、二次申請以降は学年に関係なく、就労日数が12日以上の方も対象としている。

したがって、高学年については、申請対象となる施設が二次申請終了後に限られることから、申請できる施設数自体が限られており、4年生以降は2桁の人数となっている。

大石委員

極端な話、学童クラブは6年生でも希望を出すことができると思うが、入れなかつ

た高学年児童は、ねりっこプラスを利用することが多いのか。

子育て支援課長

高学年については、二次申請終了後に空きのある学童クラブのみが申請受付の対象となるため、申請数自体が非常に少ない状況にある。また、3年生頃からは、保護者は学童クラブへの利用を希望する一方で、児童本人は、利用を望まないケースも多く、現場からもそのような声が寄せられている。こうしたことから、4～6年生については、例えば習い事と併せてひろばを利用し、午後5時まで過ごした後帰宅するなど、多様な過ごし方を選択しているというのが実態になっている。

小林委員

高学年になるにつれて、児童の成長に応じた過ごし方を選択するようになると思う。そこで、もう1点伺う。「児童館における昼食場所の提供事業」は夏季休業などの長期休業中を含めてだと思うが、この件については全国的にも関心が高まっている。本事業は、昼食場所の提供のみと理解しているが、今後希望者には昼食を提供する計画など新たな取り組みを実施する予定はあるか。

子育て支援課長

長期休業中の昼食に関する児童館学童クラブでの対応について、学童クラブでは、昨年度から地域事業者による配達サービスを利用できる仕組みを導入している。区が仕組みを導入して、必要に応じて利用いただけるよう案内をしているが、申込みは保護者が事業者のサイトを通じて直接行う仕組みとなっている。区による直接提供には、法的な問題があることから、一般の配達事業者サービスを利用しやすい環境を整える形で対応している。児童館についても、直接提供には法的な問題があるため、基本的にはお弁当や菓子パンをお持ちいただいて、決められた場所で食べるよう案内をしている。現在のところ、児童館における昼食対応について、さらなる対応を実施する予定はない。

仲山委員

空きのある学童クラブであれば、希望すれば在籍校と異なる小学校の学童クラブを利用することは可能なのか。また、実際にそのような利用をしている児童はどのくらいいるか。

子育て支援課長

今、正確に数が出ないが、通常、普通級に通われているお子さんと違う学校に通われるお子さんは非常に少ない。いてもおそらく数名だと思う。実際に隣接校などを利用している事例としては、障害をお持ちのお子さんが挙げられる。学童クラブについては、保育環境が限られたスペースであったり、活動場所が2か所に分かれていたりするなど、多くのお子さんを受け入れることが難しい場合がある。そのため、障害のあるお子さんを安全にお預かりするという観点と、学童クラブ全体の運営という観点

から、一定の受入れ条件を設けている。例えば、その年に希望者が多い場合には、就労指数等を確認した上で、近隣の学童クラブまたは児童館に空きがある場合には、ご案内をしている。保護者が利用可能と判断された場合には、当該施設を利用いただいており、そのような方はおそらく十数名いるものと認識している。

仲山委員

例えば、空きが非常に多い学童クラブの職員を不足している学童クラブに配置し、その学童クラブの受入れ人数を増やすという対応はできないのか。

子育て支援課長

人数に空きのある学童クラブは直営が多いが、その理由の一つとして、延長保育を実施していないことが挙げられる。また、近年は特に、保護者の間で児童を小学校内で過ごさせたいという希望が強まっており、利用が進みにくい状況にある。

学童クラブについては、45人を1単位として運営しているが、各単位に最低配置基準等がある。現在もかなりぎりぎりの状況で運営をしているため、他の学童クラブへ職員を異動させることは、現状では難しい状況である。

森山委員

児童デイサービスと併用している人がいると聞いている。保護者としては、利用者負担のある放課後等デイサービスよりも、同じ学校で預かってもらえる学童クラブを第1番に希望される場合もあると思う。実際に、どのくらいの割合で児童デイサービスを利用されているのか。

子育て支援課長

放課後等デイサービスとの併用については、以前は学童クラブを欠席した扱いとなっていたことから、出席日数の関係もあり、利用しにくいという声をいただいていた。その後、療育を目的とした利用の場合は、欠席扱いとしない運用に変更してから、併用も積極的に利用いただいている。実際は、特別支援学校および固定学級に在籍されているお子さんについては、放課後等デイサービスとの併用が多いという状況になっている。ただ、正確な数字は今持ち合わせがないが、学年が上がるにつれて、放課後デイサービスの利用日数が増える傾向がある。

また、1年生については、放課後等デイサービスの利用を希望しているが、利用可否が分からないため、学童クラブも併せて申請するケースもある。放課後等デイサービスは、送迎など、様々な面で一定程度障害が重い方については利用がしやすい。そのため、放課後等デイサービスを第一希望とし、利用できない日については学童クラブを利用する傾向にある。

森山委員

医療行為が必要な児童についても一定の定員の受入れを行っているとのことだが、その場合は学校の養護教員や保健師などがいるのだろうか。

子育て支援課長

医療的ケアが必要な児童については、保育園と同様に、導尿やインスリンの自己注射などの医療行為が必要となる場合がある。対応方法としては、基本的には訪問看護ステーションに依頼をする方法がある。また、人数は多くないが、区立小学校に在籍し、学校において医療的支援を行う支援員が配置されている場合には、その支援員が継続して、学童の時間帯も同じ支援員に引き続き見ていただくという2つのパターンがある。

それは、施設の状況やとかお子さんに必要な医療行為の程度等による。例えば、導尿が必要なお子さんについては、訪問看護が30分程度の時間内で対応することとなるが、その時間にお子さんの所在確認が難しい場合などには、学校に配置されている支援員に継続して対応をお願いすることもある。このように、それぞれの状況に応じて、工夫しながら対応しているところである。

教育福祉課長

練馬区では、医療的ケア児の支援について、教育委員会で医療的ケア児アドバイザーというものを委嘱して、小中学校だけではなく、学童クラブも併せて情報共有等々をさせていただいている状況である。そのため、場所が異なる場合であっても、情報を確実に共有し、安心して過ごせる環境の整備に努めている。

教育長

ほかはいかがでしょうか。よろしいか。

それでは、報告の③について説明をお願いします。

保育計画調整課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、この件に関して、委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします。

仲山委員

2ページ(2)①に記載の「短期的な取組」について、中間見直し時期の前倒しというところだが、前倒して、どのようなことを行うことで待機児童がなくなると考えているのか。

保育計画調整課長

本計画の見直しにより、施設定員の増加や待機児童の解消にすぐにつながるものではない。一方で、子ども・子育て支援事業計画では、保育の需要を地域ごとに見込み、その需要に対して必要な供給量を定めることとしている。

現行計画の中では、第1子保育料無償化実施に伴う需要の高まりを見込んでいないことから、これ以上の定員拡大を進めることが難しい現状にある。そのため、今回の計画中間見直しの中で、需要がどの程度高まっているのかを把握し、この需要に対応

するために必要な供給量を見極めていきたいと考えている。その上で、必要に応じて施設整備や定員確保策も検討を進めていく。

こども施策企画課長

今の保育需要が高まる状況を受けて、子ども・子育て支援事業計画は需給計画になるため、需要が今どういう状況に変わったのかを捉えることが重要だと思っている。未就学児の家庭を対象にニーズ調査を実施し、東京都第1子保育料の無償化によって保育所を利用したいという意向が高まっているのかなどについて、確認したい。

そのニーズを捉えた上で需要量を算出し、需要が増加しているのであれば、需要をカバーするための供給量をどのように確保していくかを検討する必要がある。この計画を策定する中で、改めて算出した需要量と、需要量に対する確保方を改めてお示ししていきたいと考えている。

仲山委員

同じページの(1)地区別・年齢別の発生状況というところで、大泉地区がほかと比べて待機児童の発生数が著しく多いが、何か特別な原因が考えられるか。

保育計画調整課長

今回、4地区に分けて示しているが、保育所については、各地区の児童数を踏まえ、必要な定員数を設定している。練馬、光が丘、石神井および大泉の4地区を比較すると、相対的に大泉地区は0歳から5歳までのお子さんが少ない現状がある。この現状に基づいて保育需要見込量を算出した結果、他の3地区と比べて大泉の定員数が少なくなっている。このため、大泉地区は3地区と比較して保育所等の数が少ない状況にある。

一方で、第1子保育料の無償化等の影響により保育のニーズが高まる中、現在の定員では需要を受け止めることができず、待機児童が発生している状況であると認識している。

教育長

もともと大泉地区は保育施設が少なかった。そのような中で第1子保育料無償化により、需要増加の影響を大きく受けてしまったということによろしいか。

保育計画調整課長

具体的な数字で説明させていただきたい。例えば、5ページの石神井地区の認可保育所は、定員が5,050名となっている一方、6ページの大泉地区の認可保育所は定員が2,894名となっている。定員については、先ほど説明したように、児童のお子さんの数に対して設定をしているが、定員数が少ない地域では、保育ニーズの高まりに対して受け入れ可能な幅が小さくなる。そのような状況もあり、今回、大泉地域において待機児童が発生したものと捉えている。

森山委員

1 ページの 1 の表の (3) 「特定園のみ希望」について、この割合を見ると半分弱程度で 319 人となっている。特定園を希望する理由として、保護者のニーズと合わない、ある特定の園に行きたいという気持ちが存在するのか、これはどのような内容によるものなのか。多くの人が特定園にこだわりを持っているというのは、どういうことなのか。

保育計画調整課長

この特定園のみ希望されている方については、認可保育所等の申込みをされて非内定となり、区から近隣の保育施設として空きのある施設を案内しているが、その園を希望されずに、近隣に空きがあるものの入所されていない方を算定している。

傾向として申し上げますと、近くの認可保育所に入りたい、あるいは駅近くの認可保育所を希望するなど一定の希望を持つ保護者もいる。そのような様々な希望から、特定の園への入園を希望し、他の園を選択しない方々であると捉えている。

教育長

どのくらいの距離だと特定になるのか。

保育計画調整課長

算定の際は、自宅から半径 2 キロの圏内に空きがある場合は、調査要領上で対象から除外することとされており、その基準に基づいて算定している。

教育長

よろしいか。ほかはいかがだろうか。

では、続いて、報告の④について説明をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して、委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いします

仲山委員

1 ページの最終行に記載されている「小学生児童家庭は、教育・保育等の事業に関する質問を除く」について、どういう意味か。

こども施策企画課長

未就学児の調査では、0 から 5 歳までのお子さんが、平日、定期的に使われている保育事業などをお聞きする。この場合、選択肢は幼稚園や保育園、認定こども園になるが、このような質問は、小学生の対象ではないため除いている。

小学生を対象とした調査では、放課後の居場所としてどのような場所で過ごさせたいかをお聞きする。例えば、低学年のお子さんであれば学童なのか、習い事なのかという選択肢となっている。このように、未就学児童のいる家庭に対する質問項目と、小学生のいる家庭に対する質問項目を分けており、小学生向けの調査からは保育所に関する質問は除いているという意味合いで記載しているものである。

仲山委員

2 ページの「調査方法・期間」について、調査票を対象者に送付するということだが、ウェブで回答するときも、調査票は送付されるのか。

こども施策企画課長

調査票は、対象者全ての方に紙で送付し、その中でインターネットでも回答できる旨を案内している。例えば、URL にアクセスする方法や、スマートフォンで QR コードを読み取る方法により、回答できる。また、紙の調査票に記入し、返信用封筒で回答いただくことも可能であり、この2通りの方法で実施をしたいと考えている。

⑤ その他

- i 練馬区立春日町図書館の空調設備工事について
- ii その他

教育長

では、続いて、本日はその他について1点報告事項があると聞いている。

光が丘図書館長

春日町図書館では、令和8年9月から3月までの間、空調機の改修工事を予定している。その報告である。

工事期間中、会議室の利用ができなくなるため、9月の会議室の利用分の予約、図書館関係団体が3か月前の6月から、その他の団体は2か月前の7月から、それぞれ予約の受付を停止させていただく。その他、一定期間、図書館を休館する期間が生じる予定であるが、詳細は決定次第、本委員会に報告をさせていただく。

教育長

この件についてはよろしいか。

委員の皆様から、その他で何かあるだろうか。

仲山委員

ちょうど昨年の12月の会議のときに、いじめと不登校に関する調査の結果報告があり、その中で、不登校拠点校というのが現在3校あるというお話があった。その拠点校3校はどこか聞きたい。また、その拠点校が巡回校5校を受け持つという内容の話があったが、巡回校とはどういうものか、巡回は何をされているのか教えていただ

きたい。

教育振興部副参事

昨年度、報告した不登校対応の巡回指導に係る拠点校については、先行実施として3校設定しており、昨年度の段階では貫井中学校、石神井中学校、谷原中学校の3校としていた。これら3校を拠点校とし、それぞれ周辺校を含めた5校を対象に、拠点校に配置された教員1名が不登校対応について1日ごとに巡回校を回って、学校と協働して支援に当たるといった業務を行っている。なお、今年度については、未配置であった4地区についても新たに拠点校を4校設置し、区内7拠点体制として、区立中学校33校全てを対象に巡回指導を実施しているところである。

仲山委員

全て中学校ということだが、今回増えた中学校を教えてください。

教育振興部副参事

新たな拠点校は、光が丘第二中学校、練馬東中学校、開進第一中学校、大泉北中学校である。

仲山委員

教員は、不登校対策専任の方ということか。

教育振興部副参事

不登校対応を専任で行う教員である。

大石委員

学校が始まって2か月経っているが、各小中学校全てから学校だよりは提出されているか。

教育指導課長

毎月提出を受けており、私たちのほうに回覧されている。現状、全校集まっており、確認をさせていただいている。

大石委員

時々私も見るが、校長が作成している学校もあれば、副校長が作成している学校、主任教諭が作成している学校もある。これは私見であり恐縮だが、主任教諭が作成しているものについては、学校だよりというよりも学級だよりのような印象を受けることもある。この点を申し上げたのは、今後、練馬区としてコミュニティ・スクールを推進していく中で、校長会等々で何か助言や働きかけは行っているのか、コミュニティ・スクールの取り組みも含めて教えていただきたい。

教育指導課長

教育委員会から、管理職に書いてほしいという指示はしていない。これは各学校で作成しているものであり、学校長の判断により、必置主任や主幹の教諭に経験を踏ませる趣旨で作成させている場合があることは承知している。例えば朝会については基本的には管理職が挨拶や1週間の予定等の話をするものと認識しているが、学校によっては副校長や主幹教諭が話をする場合もある。そのため、これを必ず管理職が行うよう指導することは、根拠もなく難しいため、現時点でそのような指導は行っていない。一方で、意見の趣旨については、今後学校にも伝えていきたいと考えている。詳細については、あらためてお知らせさせていただきたい。よろしくお願いします。

大石委員

来年度 80 周年など周年行事を迎える学校もあり、多くの小中学校で周年行事が実施されると思う。その中でコミュニティ・スクールや地域の中の学校ということを考えたときに、新たに着任した校長も多いことから、情報発信にしっかり取り組んでいく必要があると感じたため、私見を述べさせていただいた。

教育長

ほかはいかがだろうか。よろしいか。
事務局から、その他何かあるだろうか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。

教育長

では、以上で第10回教育委員会定例会を終了する。